カネボウ株式会社及び同グループ 34 社
に対する買取決定について

平成１６年７月 30 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成 16 年５月 31 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行っておりましたが、本日、法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

*一般に「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、

① 関係金融機関から機構への時価での債権の売却

② 関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したり、債務の株式化（DES）を行ったりすること）

のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

１．対象事業者の氏名又は名称

カネボウ株式会社及び同グループ 34 社（別紙）

２．買取決定に係る金額等

・対象事業者の債権の元本総額　555,654 百万円（Ａ）

・買取り（上記①）に係る債権の元本額　110,819 百万円（Ｂ）

・関係金融機関等における金融支援（上記②）等が行われる債権の元本額　444,835 百万円（Ａ－Ｂ）

*上記のうち（Ｂ）には、債権の買取りに替えて、機構が対象事業者に融資を行い、対象事業者が当該資金で関係金融機関等に弁済する場合を含みます。

*上記のうち（A－Ｂ）の額には、化粧品事業の営業譲渡代金の分配額及び買取決定から買取実行までに行われる予定の定期預金等の相殺分を含みます。

*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

３．金融支援額

債権放棄額　99,500 百万円

*支援決定時点からの変更はありません。

４．今後の予定

平成 16 年 8 月下旬　化粧品事業に係る営業譲渡代金の分配

平成 16 年 9 月下旬　金融支援の実行・減増資の実行

５．主務大臣の意見

内閣総理大臣：意見なし

財務大臣：

「今般の買取決定により、本件における産業再生機構の果たす役割が大きくなる。事業再生計画を確実に履行していくことが肝要であり、産業再生機構において、当該計画が確実に実行されるよう責任をもって対応されたい。」

経済産業大臣：

「今般の買取決定に当たり、平成１６年５月３１日の支援決定時に述べたとおり、産業再生機構は、引き続き、指導又は措置されたい。」

６．一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということを意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437

（別紙）

カネボウ株式会社及び同グループ３４社

カネボウ株式会社
カネボウ化粧品北海道販売株式会社
カネボウ化粧品東北販売株式会社
カネボウ化粧品関越販売株式会社
カネボウ化粧品東関東販売株式会社
カネボウ化粧品東京販売株式会社
カネボウ化粧品南関東販売株式会社
カネボウ化粧品中日本販売株式会社
カネボウ化粧品関西販売株式会社
カネボウ化粧品中四国販売株式会社
カネボウ化粧品九州販売株式会社
カネボウセモア株式会社
カネボウ薬品株式会社
カネボウ繊維株式会社
カネボウストッキング株式会社
株式会社カネボウファッション研究所
カネボウフーズ株式会社
カネボウフーズ北海道販売株式会社
カネボウフーズ東北販売株式会社
カネボウフーズ販売株式会社
カネボウフーズ名古屋販売株式会社
カネボウフーズ大阪販売株式会社
カネボウフーズ広島販売株式会社
カネボウフーズ九州販売株式会社
カネボウレインボーハット株式会社
株式会社エルビー　（埼玉）
株式会社エルビー　（名古屋）
カネボウ物流株式会社
株式会社ショップエンドショップス
カネボウ化成株式会社
カネボウベルタッチ株式会社
カネボウ不動産株式会社
カネボウホリデイ株式会社
カネボウ興産株式会社
ベルファイナンス株式会社